

自動車地球温暖化対策実施方針

《 3 マイカー通勤多数 》

事業者名	さいたま市	事業所名	さいたま市立病院				
取組措置		具体的取組措置			H30	H31	H32
02	公共交通機関への転換の推進 (01) 公共交通機関利用促進のための情報提供	バスの時刻表やバス停までの案内等を掲示することにより、公共交通機関での通勤を促す。			○	○	○
04	時差通勤の実施 ()	看護師や医師等の多くの職員が日勤や夜勤等のシフト勤務であるため、自動車利用時間帯はもともと分散されている。			○	○	○
06	エコ通勤の推進 (01) 自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し	通勤距離が2キロメートル未満の自動車通勤を原則禁止としている。			○	○	○
06	エコ通勤の推進 (04) エコ通勤キャンペーン等啓発活動の実施	公共交通機関又は自転車での通勤を促す広報等を実施する。			○	○	○
07	エコドライブの推進 (01) エコドライブの啓発	エコドライブに関する広報等を実施する。			○	○	○